子宮がん・乳がん検診のお知らせ

【日　　程】 **令和８年12月９日（水）**
①９：00～９：30　②10：00～10：15

【場　　所】 豊頃町保健センター（茂岩栄町125番地）

【申込締切】 12月２日（水）までに**福祉課健康係（☎574-2214）**にお申し込みください。

検査内容		対象者	料金
子宮頸部がん検診		20歳以上の方	800円
オプション	子宮体部がん検診	50歳以上または閉経後で６か月以内に不正出血がある方	400円
オプション	子宮超音波検査	子宮頸部がん検診を受けた方で希望される方	200円
乳がん検診（マンモグラフィー検査）		30歳以上の方	900円
オプション	乳房超音波検査	乳がん検診を受けた30～49歳の方で希望される方	1,000円

問い合わせ先（相談窓口） 役場福祉課健康係　☎（574）2214

献血にご協力ください

実施日時

日付	受付時間	実施場所
令和８年12月10日（木）	**10：00～11：30**	**豊頃町農協前**
	13：00～16：00	**豊頃町役場庁舎前**



献血の基準

種別	年齢	体重
400mℓ献血	男性 17～69歳 女性 18～69歳	男女とも50kg以上

予約方法

『ラブラッド』でWeb検索または、QRコードでアプリをダウンロード
「ラブラッド」からの予約で献血待ち時間の短縮に！

- 献血を受けると、コレステロール値等の血液データがわかり、自身の健康管理に役立ちます
- 献血にご協力いただいた方には、「える夢POINT」150ポイントを付与します。

問い合わせ先 役場福祉課健康係　☎（574）2214

国民健康保険・後期高齢者医療保険
第三者行為についてのお知らせ

交通事故など第三者の行為により、けがや病気になったときは？

交通事故（自動車事故、自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によって、けがや病気になったとき、本来、治療費（過失相当分）は加害者が全額負担するのが原則です。しかし、現実的には話し合いや賠償請求が遅れるため一時的に健康保険の給付を受けて治療することができます。

このとき健康保険（国保・後期）で負担した費用は、加害者に代わり保険者が一時立て替えている状況になるので、後日加害者へ損害賠償請求をすることになります。

医療費適正化の取組として、第三者行為によるけがの可能性がある方への負傷原因照会を行うことがあります。回答にご協力をお願いします。

第三者行為とは？

- 相手のある交通事故（同乗者含む）
- 他人のペットに噛まれた
- 購入食品や飲食店等での食中毒
- 他人からの暴力行為　など

警察に届出しましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届け出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、健康保険（国保・後期）を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

役場福祉課保険係の窓口にも必ず届出しましょう

第三者行為により健康保険（国保・後期）を使用して治療を受ける場合は必ず福祉課保険係へ第三者行為による被害届の提出をしてください。また、安易な示談はさけて事前に相談してください。（法令により、速やかに医療保険者に届出をすることが義務付けられています。）

届出に必要なもの

- 第三者行為による被害届（保険係の窓口にあります）
- 本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）
- 被保険者の印鑑
- 事故証明書（後日でも可）など

詳しくは福祉課保険係へご相談ください。

ジェネリック医薬品の利用について

○ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される医薬品です。先発医薬品の特許期間（20～25年）終了後に、厚生労働省の承認を得て製造・販売されるもので、先発品と同じ有効成分で同等の効果が期待でき、低価格での提供が可能です。

○ジェネリック医薬品の処方を希望される場合は、医師や薬剤師に相談してください。「ちょっと不安」という場合は、短期間だけジェネリック医薬品を試すことができる「お試し調剤」を利用することもできます。（お薬手帳にジェネリック医薬品希望シール（カード）を貼り、利用希望の意思を伝えることができます。）

【効き目・安全性について】
先発医薬品と同様に様々な基準を守って製造され、厚生労働省が効き目や安全性について審査し、クリアしたものだけが承認されています。
※すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限らず、治療内容によっては、適さない場合があります。ご不明な点は、医師・薬剤師に相談してください。

【価格について】
ジェネリック医薬品を利用すると、新薬より3割から5割以上安くなるものもあり、お薬代の節約につながります。

【かかりつけの医師・薬剤師をもちましょう】
○日頃から、かかりつけの医師や薬剤師をもって処方されている薬の情報を把握してもらっておくのが安心です。
○自分の処方されている薬がわかるように、お薬手帳を１冊にまとめて持ちましょう。

問合せ先
北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市）☎011-290-5601
役場福祉課保険係☎574-2214